

岩手県告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成29年1月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 胆沢郡金ケ崎町六原東町から西根土橋上まで（別紙図面のとおり。）
- (2) 胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻勘九郎東から西根寄添田まで（別紙図面のとおり。）
- (3) 胆沢郡金ケ崎町西根餅田から西根土橋上まで（別紙図面のとおり。）
- (4) 胆沢郡金ケ崎町西根本町から西根医者屋敷まで（別紙図面のとおり。）
- (5) 胆沢郡金ケ崎町西根杉土手から西根矢来まで（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに金ケ崎町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。